

業務部速報

No. 39

発行 15. 1. 27

JR東労組 業務部

「業務委託駅における業務の委託範囲拡大に関する 解明申し入れ」提出する!!

申15号

「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務及び列車非常停止警報装置の復帰扱い業務の委託範囲」の考えが示されました。内容は下記の通りですが、何で実施するのかななどの目的やメリットが不明確であり、安全確認の方法や責任の所在、指揮命令システムのあり方など多くの不明瞭な点がありますので、解明申し入れを行いました。

【人身事故等発生した場合の現地責任者業務】

《現行》 駅務責任者が泊体制をとっている駅において、最終的な安全確認は管理駅社員等（本体社員）が行っている。

管理駅社員が安全確認を行わない

駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅において、業務委託駅社員（駅務責任者に限る）が現地責任者業務及び最終的な安全確認を行う。

【列車非常停止警報装置の復帰扱い業務】

《現行》 駅務責任者が泊体制をとっていない駅において、管理駅の判断を仰いだうえで、業務委託駅社員が復帰扱いを行う。

管理駅社員の判断を仰がない

全ての業務委託駅において、業務委託駅社員が自らの判断で復帰扱いを行い、管理駅に事後報告を行う。

申し入れ項目

1. 「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務及び列車非常停止警報装置の復帰扱い業務の委託範囲」を拡大する目的を明らかにすること。
2. 受託会社における駅務責任者の配置箇所、業務及び選任に必要な資格を明らかにすること。
3. 受託会社の安全指導体制を明らかにすること。

安全を第一に、働きがいある職場を創りだそう!!